

令和 7 年度埼玉県景気動向指数懇話会の概要

1 日時 令和 7 年 11 月 17 日(月)15:00~16:30

2 方法 Teams によるオンライン会議

3 出席者 委員 7 名、アドバイザー 2 名

4 議題

(1) 埼玉県景気動向指数の最近の動き

(2) 個別系列の検討

(3) その他-基調判断の基準-

5 内容

(1) 埼玉県景気動向指数の最近の動き

ア 事務局からの報告

- ・景気動向指数(CI、DI)の概要と個別系列(23 系列)について説明した。
- ・一致指数は 2018 年から 2020 年にかけてコロナ禍で急落後、その後徐々に回復し、2025 年 3 月にかけて上昇。その後下降に転じている。
- ・県の指数は国に比べ変動が大きい。
- ・一致指数への寄与度の大きい個別系列は県生産指数などである。
- ・基調判断は内閣府基準を準用し、一致指数の当月、3 か月平均、7 か月平均の数値から機械的に判定している。
- ・景気の山(第17循環)については、まだ不透明な状況である。

イ 委員の意見及び結果

- ・CI は下降傾向だが、ヒストリカル DI ではまだ第17循環の景気の山とはならず、今後の動向に注目すべきである。

(2) 個別系列の検討

ア 事務局からの報告

- ・埼玉県の個別系列が製造業中心であること、サービス業を含めた指標への再構成の必要性、及び個別系列として適切な県統計データがないという課題がある。
- ・一致指数の個別系列のうち、特に県投資材出荷指数や県建築着工床面積は毎月の変動幅が大きい傾向がある。
- ・先行指数の個別指数である県生産財在庫率は 2024 年頃から激しく変動している。出荷が大変少なくなった品目の在庫率指数が影響している。
- ・個別系列の選定基準は、経済的重要性、統計の継続性・信頼性、景気循環の回数と対応度、景気の山谷と時差の安定性、データの平滑度、統計の速報性の 6 つの基準があるが、現在の個別系列は概ねこれらの基準に適合している。
- ・新規の個別系列として、第三次産業活動指数(埼玉県比率)と小売 4 業態販売額(対前年同月比)を試算して作成した。

- ・それらを追加、かつ、鉱工業指数の3つの出荷指標のいずれかを削除するなどの12パターンにより一致指標を試算。結果としては、一致指標や景気の山・谷の位置に大きな変化はなかった。
- ・結論として、一致指標の試算結果に顕著な変化が見られないこと、新たな個別系列は長期的傾向を捉えるにはデータ期間が不十分であること、現在の個別系列にパフォーマンス上の大変な課題がないことが挙げられる。
- ・このため、個別系列の即座の変更は見送り、引き続き検討を重ねることとしたい。

イ 委員の意見及び結果

(鉱工業指標及び消費・サービス関連の個別系列)

- ・一致指標の計算における個別系列のウエイトが同じであることを踏まえると、一致指標の個別系列に鉱工業指標が4系列採用されている現状は製造業のウエイトが大きすぎる可能性がある。
- ・消費・サービス関連の個別系列を追加する際に、鉱工業指標の個別系列を複数外す検討も必要ではないか。
- ・鉱工業指標関連の個別系列が多いことと、消費・サービス産業の指標を取り入れたいという問題意識は共有しているが、第三次産業活動指標(埼玉県比率)が全国とあまり変わらず、導入しても一致指標や景気の山・谷に変化がないため、導入に至っていない現状がある。引き続き検討をしてもらいたい。
- ・(事務局)引き続き、個別系列について検討を続けていく。

(生産財在庫率指標)

- ・先行指標の生産財在庫率指標の変動の激しさについて、出荷の状況によるものであるならば、在庫指標そのものを採用して試算したらどうか。
- ・(事務局)在庫率指標は先行指標、在庫指標は遅行指標に適合すると言われているが、今後の研究課題としたい。

(有効求人倍率)

- ・一致指標の個別系列で採用されている有効求人倍率は、ハローワークのデータに限定されるため、民間求人サイト利用者が多い昨今の労働市場全体を反映しているとは限らない。
- ・また、最低賃金上昇により中小企業が新規雇用による人件費増を避け時間外労働で対応し、今後人手不足でも有効求人倍率が上がらない可能性があると言われている。

(3) その他-基調判断の基準-

ア 事務局からの報告

- ・2025年6月の基調判断において、「足踏み」と「悪化」の両方の基準に適合した。
- ・内閣府の担当者からは景気循環のサイクルを考慮したらどうかとの助言があり、また、懇話会委員からは、両方に当てはまる場合は景気循環の局面の中でより自然な判断(急な悪化よりも足踏み)を優先すべきではないかとの助言があった。これらを踏まえ、6月の基調判断は「足踏み」とした。
- ・今後の同様の事態に備え、基準に「二つ以上の基調判断の基準に該当する場合は、景気循環の局面を総合的に勘案して判断する」という注釈を追加し、景気循環、過去事例、国・他県事例を参考に判断していくこととしたい。

イ 委員の意見及び結果

- ・2つの判断基準に適合するような基準自体に問題がある。
- ・内閣府の研究会の場で重複しない基準にするよう提言したい。
- ・後から遡及して訂正する必要が生じることはあるのか。
- ・(事務局)内閣府の取扱いに準じ、基調判断は遡及改定しない方針である。
- ・「景気循環的局面を総合的に勘案して判断する」という文言について、景気動向指数自体が景気循環的局面を判断するための指標であるため、自己循環していないか。
- ・(事務局):「景気循環的局面を総合的に勘案して」は、典型的な景気循環のサイクルを参考に判断するという趣旨である。
- ・基準の両方に当てはまる場合は景気循環的局面の中でより自然な判断をするべきである。
- ・「マイナス幅(1か月、2か月、または3か月の累積)」などの条件あり、判断基準がわかりにくいのは問題である。今後はこのようなケースの場合に判断に留意していく必要がある。